以下の条項の下線部分が追加・変更箇所です。

納税準備預金規定

1. (預金の目的、預入れ)

納税準備預金(以下「この預金」といいます。)は、国税または地方税(以下「租税」といいます。)納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ち に取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載 の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のための費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じて その取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる 予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその 通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落し、 その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しが 出来ます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納 付以外の目的でも払い戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがありま

す。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

- (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納付告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛ての信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続き をしてください。なお、同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高をこえる ときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの 残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、店頭表示の納税 準備預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に 組入れます。なお利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適 用します。
- (2)租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第<mark>910</mark>条第3項の規定によりこの預金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭表示の普通預金利率によって計算します。
- (3) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。
- 7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金 (以下「納税貯蓄組合預金」といいます。)である場合は、預金の払戻しおよび利息につ き次のとおり取扱います。

- (1) 納税貯蓄組合預金は5の(1) の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払い戻しができます。
- (2)租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、 6の(2)と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該 利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はか かりません。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 10条第 3 項第 1 号、第 2 項 A から E および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 10条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E または第 3 号 A から E の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出 期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理 由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にも とづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、 預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、 テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合 には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、 マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または 預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を 届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の 名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が「普通預金、無利息型普通預金、納税準備預金、通知預金共通規定」第5条第1項に違反した場合
 - ③ 日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届出している在留期間を経過した場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認を行うにあたって、預金者について確認した事項 に関し、虚偽が明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触 する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると 認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他前各号に準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を

有すること

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をして いると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される べき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または 当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が定める一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、 法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (通知等)

届出のあった氏、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延 着しまたは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の 定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債 務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となって いるものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いと します。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生ずおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、

その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めに よるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の 取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以上